

刑事訴訟法

平成20年1月5日(土) 15:00～16:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚(各問について1枚)、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、**第1問**と**第2問**とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙(裏面使用も可)に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

[第1問] (配点：50点)

司法警察職員は、被疑者Aを恐喝未遂の被疑事実により現行犯逮捕(刑訴法 212 条 1 項)した。本件送致を受けた検察官は、Aの勾留を請求した。この勾留請求に対して裁判官は現行犯逮捕の要件を具備していなかったとして、この勾留請求を却下した(刑訴法 207 条)。検察官はこの裁判に対する準抗告(刑訴法 429 条)ならびに釈放命令執行停止の申立てを行った。この準抗告を受けた裁判所はこの準抗告を棄却し、かつこの執行を停止しない旨の決定を行った。そこで検察官はいったんAについて身柄釈放手続をとったが、その直後検察官は再度同一の本件被疑事実によりAを緊急逮捕(刑訴法 210 条)した。この手続をめぐる問題点について論じなさい。

[第2問] (配点：50点)

AはBに対し強盗殺人を企てたが未遂に終わったという強盗殺人未遂事件の第一審公判において、検察官は立証趣旨を当該事件の「被害再現状況」とする実況見分調書の証拠調請求を行った。この実況見分調書には、司法警察職員Cを犯人に見立てて、Bが被害を受けた状況が再現され、Bの説明に沿って被害者と犯人との位置関係、姿勢・動作などを順次撮影した写真8枚が説明文つきで添付され、それぞれには被害を受けた際の状況に関するBの供述が録取されていた。この実況見分調書は、司法警察職員Dが上述の再現を見分し、自ら写真を撮影するなどして作成したものである。

この実況見分調書の証拠能力について論じなさい。

以上